

滋賀銀行従業員組合規約

第 一 章 総則

(名称)

第 一 条 この組合は滋賀銀行従業員組合（以下組合という）と称しこれを法人とする。

(構成員)

第 二 条 組合は株式会社滋賀銀行（以下銀行という）の従業員（嘱託・特定業務嘱託及び臨時雇用者を含む）及び関連会社（銀行の出資比率に拘わらず滋賀銀行の業務に関連するすべての会社）の従業員ならびに組合が委嘱する銀行及び関連会社の従業員であった者をもって組織する。但し、労働組合法第二条第一号に該当するものは組合員となる資格を有しない。

(主たる事務所の所在地)

第 三 条 組合は主たる事務所（以下本部という）を滋賀県大津市浜町一番三八号、株式会社滋賀銀行内に置く。

第 二 章 目的と事業

(目的)

第 四 条 組合は組合員相互の強固なる団結により組合員の労働条件の維持、改善、経済生活の安定確保並びに社会的経済的地位の向上を図り、総意を銀行の経営に反映し、その健全で民主的な発展と社会の公器としての機能を発揮せしめるとともに組合員相互の絶えざる練磨により文化国家を構成するにふさわしい社会人となるべく人格の陶冶と識見の向上に努め、以てより健康で文化的な生活を築きあげることがを目的とする。

(事業)

第 五 条 組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 組合員の労働条件の維持、改善に関する事項
- 2 人事に関する事項

- 3 勤労意欲の向上に関する事項
- 4 組合員及びその家族の福利厚生並びに共済に関する事項
- 5 組合員の文化、教養、体育の向上と親睦融和に関する事項
- 6 銀行経営の民主化並びに業務運営の刷新に関する事項
- 7 同一目的を有する他の団体との連絡提携に関する事項
- 8 組合員の団結力の向上に関する事項
- 9 その他組合の目的を達成するため必要な事項

第三章 組合員

第一節 資格

(組合員)

第六条 第二条により組合員の資格を有する者はすべてこの組合の組合員にならなくてはならない。

(資格喪失)

第七条 組合員で次に該当するときは組合員の資格を失う。

- 1 銀行の従業員である資格を失ったとき（死亡、退職）
- 2 第二条但し書きに該当したとき（異動）
- 3 組合を除名されたとき
- 4 銀行及び関連会社の従業員であった者が委嘱を解かれたとき

(資格継続)

第八条 組合員が不当に解職せられ、又は組合活動のために従業員である資格を失った場合は第二条及び前条第一号の規定に拘わらず組合員である資格を失うことはない。

なお、特定業務嘱託による再雇用を希望し拒否され交渉継続中または退職（銀行定年日による退職を含む）に際して、紛争が生じ交渉継続中または係争中の場合は資格を失うことはない。

第二節 権利、義務

(権利、義務の平等)

第 九 条 組合員はすべてこの規約のもとに組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有し、如何なる場合においても人種、宗教、性別、信条、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われることなく、如何なる不利益も受けない。

(組合員の権利)

第 十 条 組合員は次の権利を有する。

- 1 役員の選挙権と被選挙権
- 2 組合機関の活動について報告を求め、又は発言すること、及び組合関係の公文書、議事録、会計帳簿等の閲覧を求めること
- 3 所定の会議に出席し、発言し、決議を行うこと
- 4 役員の組合に関する言動を批判し、且つ役員に意見を述べること
- 5 役員が任務を怠り又は組合の利益に反する言動があったときその役員を弾劾すること
- 6 制裁又は査問に対し抗弁提訴又は弁護を行うこと

(組合員の義務)

第 十 一 条 組合員は次の義務を負う。

- 1 組合規約その他規定を組合員としての良心と名誉にかけて守ること
- 2 組合各機関の決議を尊重しこれを守ること
- 3 組合の統制、指令及び執行に服し目的達成のため行動すること
- 4 組合費を納入すること
- 5 制裁に服し査問に応じること

第 四 章 機 関

第 一 節 通 則

(組合の機関)

第 十 二 条 組合に次の機関を設ける。

- 1 代議員大会
- 2 中央委員会
- 3 支部委員会
- 4 職場会議
- 5 執行委員会

6 査問委員会（臨時機関）

（各機関の会議の成立）

第十三条 組合各機関の会議（以下会議という）は構成員現在数の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

（会議の議長）

第十四条 会議の議長はその都度、構成員の互選により議決権を有するものの中から選出する。但し、本部執行役員は代議員大会役員及び中央委員会の議長となることができない。

（議事の公開）

第十五条 会議の議事は公開とする。但し、その決議をもつて秘密会とすることができる。

（議事の決定）

第十六条 会議の議事るときは特に定めがある場合を除き議決権を有して出席している構成員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

（会議の議事録）

第十七条 会議の議事について議事録を作することを要する。議事録には議事経過の要領及びその結果を記載し正副議長及び記録係が署名することを要する。

第二節 代議員大会

（代議員大会の地位及び構成）

第十八条 代議員大会（以下大会という）は組合の最高議決機関であって本部執行役員及び代議員をもって構成する。

（大会の開催及び招集者）

第十九条 大会は原則として毎年七月及び一月に開催する。但し、次の場合は随時開催することができる。

- 1 中央委員会が必要と認めたとき
- 2 代議員中三分の一以上の要求があったとき
- 3 組合員中十分の一以上の要求があったとき
- 4 査問委員会の制裁処置に対し抗告があったとき

- 5 執行委員長が必要と認めたととき
- 2 大会は執行委員長が招集し開催日の10日以前にその付議事項及びその日時場所を代議員に通知し全組合員に告示するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

(大会付議事項)

第二十条 次の事項は大会に付議しなければならない。

- 1 運動方針
- 2 組合同約並びに組合同約に基く規定・規則の改廃
- 3 労働協約の締結、改定及び破棄
- 4 予算、決算その他会計に関する事項
- 5 組合費、その他組合員の負担に関する事項
- 6 組合員の権利の停止及び除名
- 7 上部団体又は他の団体への加入又は脱退に関する事項
- 8 上部団体又は他の団体役員派遣に関する事項
- 9 その他中央委員会に於て大会に諮ることが適当と認められた事項

(代議員による直接無記名投票)

第二十一条 前条第二号、第三号、第六号及び第七号については代議員の直接無記名投票を行い代議員総数の過半数をもつて決定しなければならない。

(議決権行使の委任)

第二十二条 代議員であつて会議に出席できない事情があるときはその所属支部の組合員に議決権の行使を委任することができる。但し、委任による出席は代議員総数の三分の一以下とする。委任による議決権は一人一個とする。

(大会の代行決議)

第二十三条 大会の招集が不可能な事情のあるとき、及び付議事項の内容が軽微であるときは中央委員会の決定により付議事項を明示し、代議員又は組合員全員の直接無記名投票により大会の議決に代えることができる。

(中央委員会への付託)

第二十四条 大会は特定の事項につき、範囲を定めてその決定を中央委員会に付託することができる。

（本部執行役員の議決権の制限）

第二十五条 本部執行役員は大会においては議決権を有しない。

（議事運営委員会、同規則及び記事運営規則）

第二十六条 大会には議事運営委員会を設けるものとする。議事運営委員会及び議事運営に関しては別に定める。

第 三 節 中央委員会

（中央委員会の地位及び構成）

第二十七条 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であって、本部執行役員及び中央委員をもって構成する。中央委員で止むを得ず会議に出席できないときは所属支部代議員に議決権の行使を委任することができる。委任による議決権は一人一個とする。

（中央委員会の開催及び招集者）

第二十八条 中央委員会は原則として毎年三月、六月、九月、及び十二月に開催する。但し、中央委員中三分の一以上若しくは支部委員会の要求があったとき、又は執行委員長が必要と認めたときは随時開くことができる。

- 2 中央委員会は執行委員長が招集し開催日の七日以前にその付議事項及び日時、場所を中央委員に通知し、全組合員に告示するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

（中央委員会付議事項）

第二十九条 中央委員会は大会付議事項に属さない一切の事項並びに大会より付託された事項を付議する。

（本部執行役員の議決権の制限）

第三十条 本部執行役員は中央委員会においては議決権を有しない。

（大会への報告）

第三十一条 中央委員会はその決議事項を次期大会に報告しなければならない。

第 四 節 支部委員会

（支部委員会の地位及び構成）

第三十二条 支部委員会は支部における議決機関であってその支部代議員をもって構成する。代議員であって会議に出席できない事情のあるときはその所属分会の組合員に議決権の行使を委任にすることができる。委任による議決権は一人一個とする。

(支部委員会の開催及び招集者)

第三十三条 支部委員会は次の場合に開催する。

- 1 支部長が必要と認めたとき
 - 2 所属代議員中三分の一以上の要求があったとき
 - 5 支部組合員中十分の一以上の要求があったとき
 - 4 執行委員長の要請があったとき
- 2 支部委員会は支部長が招集する。

(支部委員会の付議事項)

第三十四条 支部委員会の付議事項は次の通りとする。

- 1 所属職場会議からの提案事項
- 2 大会、又は中央委員会に付議する事項
- 3 大会、中央委員会、又は執行委員会から決議を求められた事項
- 4 事業計画に関する事項
- 5 組合運営に関する事項
- 6 その他、必要と認める事項

第五節 職場会議

(職場会議の地位、及び構成)

第三十五条 職場会議は各分会における議決機関であって、その分会に所属する組合員をもつて構成する。

(職場会議の開催、及び招集者)

第三十六条 職場会議は次の場合に開催する。

- 1 原則として毎月一回の定例職場会議
 - 2 所属組合員中三分の一以上の要求があったとき
 - 3 執行委員長又は支部長の要請があったとき
 - 4 その他、代議員が必要と認めたとき
- 2 職場会議は所属代議員が招集する。

(職場会議の付議事項)

第三十七条 職場会議付議事項は次の通りとする。

- 1 組合員の提案事項
- 2 事業計画に関する事項
- 3 組合運営に関する事項
- 4 上部機関から付議を求められた事項
- 5 その他組合活動に関する一切の事項

第 六 節 執行委員会

（執行委員会の地位及び構成）

第三十八条 執行委員会は組合の執行機関であって本部執行役員をもって構成する。

（執行委員会の任務）

第三十九条 執行委員会は、大会及び中央委員会の決議に基づいて組合事業の執行、運営に当たる。

（執行委員会の開催及び招集者）

第四十条 執行委員会は執行委員長が必要と認めたとき及び本部執行役員中三分の一以上の要求があったとき随時開催する。
2 執行委員会は執行委員長が招集する。

（緊急事項の決議代行）

第四十一条 執行委員会は中央委員会に付議する事項であって緊急を要し中央委員会に付議するいとまがないと認めたときは中央委員会に代って決議を行い、これを執行することができる。但し、事後速やかに中央委員会を招集してその承認を求めなければならない。
2 前項但し書により中央委員会の承認を得られなかったときはその決議は効力を失う。この場合執行した事項については、これを原状に回復させる義務がある。

第 七 節 査問委員会

（査問委員会の構成、その他）

第四十二条 査問委員会の構成その他については別に定める。

第 五 章 無記名投票

（全組合員による直接無記名投票）

第四十三条 同盟罷業及び、本会において特に重要と認められた事項は全組合員の直接無記名投票に付し、組合員総数の過半数をもって決定しなければならない。

（直接無記名投票の方式）

第四十四条 第二十三条及び前条の規定による投票方法は次の通りとする。

- 1 全組合員を招集して行う。
 - 2 支部の合同職場会議で行う。
 - 3 各職場で行う。
 - 4 各組合員の郵便投票で行う。
- 2 組合員で投票時に投票できない事情のあるときは不在投票を行うことができる。
- 3 前号の開票は、中央委員会、大会又は支部の合同職場会議の席上において行わなければならない。

第 六 章 役 員

第 一 節 通 則

（組合役員）

第四十五条 組合に次の役員を置く。

- | | | |
|----|--------|------|
| 1 | 執行委員長 | 1名 |
| 2 | 副執行委員長 | 1～2名 |
| 3 | 書記長 | 1名 |
| 4 | 執行委員 | 若干名 |
| 5 | 監査委員 | 2名 |
| 6 | 中央委員 | 若干名 |
| 7 | 支部長 | 〃 |
| 8 | 副支部長 | 〃 |
| 9 | 代議員 | 〃 |
| 10 | 職場委員 | 〃 |
- 2 執行委員長、副執行委員長、書記長及び執行委員を本部執行役員とする。本部執行役員は他の役員を兼ねることができない。
- 3 副執行委員長及び執行委員の定員については中央委員会でこれを決

定する。

（特別な役員の設置）

- 第四十六条 組合の事業を遂行するため必要に応じ、中央委員会の決議により、前条に定める以外の役員を置くことができる。
- 2 組合の職務を遂行するため必要に応じ、中央委員会の決議により、前項役員に準ずる特別執行委員を置くことができる。
なお、特別執行委員は執行委員会に参加することができるが本部執行役員としない。

（役員の地位、義務及び責任）

- 第四十七条 役員は各所属組合員の意志を代表するものとし、その所属機関の決議を尊重して誠実にこれを守る義務がある。
- 2 役員の実任は各機関毎に連帯する。

（役員の実任）

- 第四十八条 役員の実任は毎年七月一日から翌年六月末日までの一カ年とし、再選重任を妨げない。但し、後任者が就任するまでは尚その職にあるものとする。
- 2 組合の事業遂行上止むを得ざる場合に限り中央委員会の議決により役員の実任を延長することができる。但し、延長期間は最小必要限度とし、満三カ月を越えることはできない。

（上部団体又は他の団体の役員就任）

- 第四十九条 役員又は組合員は大会の承認を経て、上部団体又は他の団体の役員に就任することができる。この場合、その役員又は組合員の組合における地位はその都度大会で決定する。

第 二 節 役員の実任

（執行委員長の実任）

- 第五十条 執行委員長は組合を代表し、組合業務を統括する。

（副執行委員長の実任）

- 第五十一条 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（書記長の実任）

- 第五十二条 書記長は執行委員長、副執行委員長を補佐するとともに書記局を統

轄運営する。

（執行委員の職務）

第五十三条 執行委員は執行委員長、副執行委員長、及び書記長を補佐し組合業務の執行に当たる。

（監査委員の職務）

第五十四条 監査委員は組合の会計、計理につき監査を行う。

（中央委員の職務）

第五十五条 中央委員は中央委員会に参画するとともに支部長又は副支部長の職務に当たる。

（支部長の職務）

第五十六条 支部長は支部を代表し支部の統制に当たり、支部の組合活動及び事務を担当処理する。

（副支部長の職務）

第五十七条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

（代議員の職務）

第五十八条 代議員は大会及び支部委員会に参画するとともにその職場の統制に当たり職場の組合活動及び事務を担当処理する。

（職場委員の職務）

第五十九条 職場委員は、その職場の組合日常業務を行う。

第 三 節 役員選挙

（役員選挙）

第六十条 役員はすべて選挙権を有する組合員の直接無記名投票により選挙するものとし、代理投票及び代筆投票は認めない。

（本部執行役員及び監査委員の選出）

第六十一条 本部執行役員及び監査委員は全組合員の投票により組合員中から選出する。

(中央委員の選出と支部長、副支部長の兼任)

第六十二条 中央委員は支部組合員の投票により支部内代議員の中から二名選出する。但し、支部組合員が百名を越える場合は百名毎に一名増員する。

- 2 前項により選出された中央委員はその順位によりその支部の支部長又は副支部長を兼任するものとする。
- 3 上野支部にあっては第一項及び第二項の規定に拘わらず中央委員を一名とし、副支部長については選出の順位により代議員がその任に当たるものとする。
- 4 中央委員は同一支部内の転勤によって代議員としての資格を失うことはない。

(代議員の選出と職場委員の兼任)

第六十三条 代議員は各分会における組合員の中から組合員十五名毎に一名の割合で選出する。

- 2 代議員はその資格のまま職場委員を兼任するものとする。

(職場委員の選出)

第六十四条 職場委員は各分会における代議員を除く組合員の中から組合員十五名毎に一名の割合で選出し、その方法については各分会の決定による。

(代議員の補充)

第六十五条 代議員選挙日以後、その分会の所属組合員数が著しく増加又は減少した場合は中央委員会の承認を経て前条に定める員数まで代議員を補充し又は減少することができる。

(役員の補充、補充役員の任期)

第六十六条 次の場合においては速やかに選挙を行い、欠員を補充しなければならない。

- 1 執行委員長、副執行委員長、書記長又は監査委員に欠員を生じたとき。但し、監査委員については中央委員会の決議により特別な措置を講ずることができる。
 - 2 執行委員中二名以上の欠員を生じたとき
 - 5 中央委員に欠員を生じたとき
 - 4 代議員に欠員を生じたとき。
- 2 補充役員の任期は前任者の残存期間とする。

(選挙規定)

第六十七条 役員の選出の方法及び細則は別に定める。

(役員就任の拒否)

第六十八条 役員に選出された組合員は就任を拒むことができない。但し、その選出母体の承認を得たときはこの限りでない。

(役員の辞任)

第六十九条 役員が辞任しようとする場合はその選出母体の承認を得なければならない。但し、本部執行役員及び監査委員の場合は大会の承認によることができる。

(本部執行役員又は監査委員解任の要求)

第七十条 組合員は組合員総数の三分の一以上の連署をもって大会に対し本部執行役員又は監査委員の解任を求めることができる。

(中央委員又は代議員解任の要求)

第七十一条 中央委員又は代議員の選出母体に属する組合員は各所属支部組合員総数の三分の一以上の連署をもって支部委員会に対し中央委員又は代議員解任を求めることができる。

(辞任の決定)

第七十二条 前二条の手續により解任の要求があったときは選出母体の過半数の直接無記名投票によりその役を解かれるものとする。

第七章 組合専従者

(専従者の設置)

第七十三条 組合業務に専従せしめるために組合員の中から若干名の専従者（以下単に専従者という）を置く。

(専従者の選任及び解任)

第七十四条 専従者の選任及び解任は執行委員会においてこれを決定し、中央委員会の承認を得るものとする。

(専従者給与)

第七十五条 組合は専従者に対し、銀行におけると同一の基準により給与を支給する。

(専従者手当)

第七十六条 組合は専従者に対して専従者手当を支給することができる。これの支給並びに額については中央委員会において決定する。

第八章 書記局

(書記局設置及び書記局規定)

第七十七条 組合の事務を処理するため本部に書記局を設ける。書記局の構成、運営その他に関しては別に定める。

第九章 専門部

(専門部の設置)

第七十八条 組合の事業を遂行するため必要に応じ本部に組織部、調査部、教育宣伝部、給与対策部、法規対策部、文化体育部、財政部、青年女性対策部、厚生部及び合理化対策部を設けることができる。

(専門部の構成)

第七十九条 各部に部長を置く。
2 必要に応じて各部に部員を置くことができる。

(部長の選出及び部員の委嘱)

第八十条 部長は執行委員会において本部執行役員の中から選出する。
2 部員は組合員の中から部長の推薦により執行委員長が委嘱する。

第十章 青年女性部

(青年女性部の設置及び地位)

第八十一条 組合の事業を補強増進し青年女性の地位の向上を図るため、組合に青年女性部を設けることができる。
2 青年女性部は、青年女性対策部長が統括する。

第十一章 支部及び分会

(支部の設置)

第八十二条 組合に次の支部を置く。

大津支部、湖南支部、八幡支部、彦根支部、八日市支部、水口支部
湖西支部、湖北支部、京都支部、大阪支部、東京支部、名古屋支部
上野支部、パート支部、金融一般支部

2 支部は本部の統制に従い組合事業の遂行及び地域活動を行う。

(支部設置規定)

第八十三条 支部の構成その他に関しては別に定める。

(支部規約)

第八十四条 支部は本規約に抵触しない範囲において支部規約を定めることができる。

- 2 支部規約を定めず、又は支部規約に定めない事項は本規約による。
- 3 支部が支部規約を定め、又は決議したときは、速かに執行委員長に報告しなければならない。

(分会)

第八十四条の二 滋賀銀行における各部店及び出張所毎に分会を置く他に、臨時雇用者によるパート分会および銀行及び関連会社の従業員であった者を含み銀行の従業員を除く構成員による金融一般分会を置く。但しパート分会及び金融一般分会の構成は支部設置規定第二条1項以下13項に定める地域別または事業場毎に置く。

(分会の併合)

第八十四条の三 分会の所属組合員数が少数の場合は併合して一分会とすることができる。

但し、この場合、分会の併合は中央委員会の決定による。

第十二章 会計

(組合経費及び収入)

第八十五条 組合の経費は組合費、臨時組合費、賦課金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(組合費及び臨時組合費の徴収)

第八十六条 組合は毎月組合員から組合費を徴収するものとする。

2 組合は必要に応じ大会の決議により臨時組合費を徴収することができる。

きる。

(組合費徴収規定)

第八十七条 組合費、臨時組合費その他賦課金の徴収及び取扱に関しては別に定める。

(特別会計、借入及び組合基金)

第八十八条 組合は必要に応じ大会又は中央委員会の承認を得て特別会計を設け、又は資金の借入を受け、又は組合基金として毎年度一定の金額を積立てることができる。

(会計年度)

第八十九条 組合の会計年度は毎年7月1日から翌年6月末日までとする。

(予算の編成)

第九十条 執行委員会は毎年予算を編成し、毎会計年度初めの大会に提出してその承認を得なければならない。

(予算の流用及び変更)

第九十一条 予算の項目間の流用及び変更は中央委員会の決議をもって行うことができる。但し、この場合は次の大会に報告して追認を受けなければならない。

(会計収支の取扱)

第九十二条 組合の収入及び経費の支払はすべて整然明瞭に記録し、且つその証明書類とともに保存しなければならない。

(会計監査)

第九十三条 執行委員長は毎会計年度末日においてすべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告書を作成して監査委員の監査を受けなければならない。

(会計報告)

第九十四条 監査委員は監査の結果につき意見を付し、且つ組合員によって委嘱された職業的に資格ある会計監査人による正確であることの証明書を付して組合員に公表するとともに翌会計年度初めの大会に報告しその承認を得なければならない。

(日常監査)

第九十五条 監査委員は何時でも会計の処理状況を監査することができる。

（組合員の監査要求）

第九十六条 監査委員は組合員から書面をもって正式に要求があったときは監査を行い、その結果を報告しなければならない。

（監査委員の特別権限）

第九十七条 監査委員は会計に関し必要と認めたときは、執行委員長に中央委員会の招集を要求し、且つ中央委員会に意見を述べその決議を求めることができる。執行委員長はその要求及び意見の開陳を拒むことができない。

（会計責任）

第九十八条 組合財産の管理処分及び、会計収支については、本部執行役員が連帯責任を負うものとする。

（旅費及び旅費規定）

第九十九条 役員、組合員その他組合の用務により旅行するものには旅費を支給する。旅費に関しては別に定める。

第十三章 賞罰

（表彰）

第百条 役員又は組合員であって組合のために功労のあったものは表彰することができる。

（表彰方法）

第百一条 前条の表彰は大会又は中央委員会の決定により次の方法で行う。

- 1 賞状授与
- 2 賞品授与
- 3 金品授与

（制裁）

第百二条 役員又は組合員であって次の各号の一に該当するものには制裁を加える。

- 1 組合規約その他決議に違反し、組合員の義務を守らないもの
- 2 組合の名誉を汚し又は組合に損害を及ぼしたもの
- 3 役員であって職務を怠り、又はその本文に反する行為のあった

もの

(制裁の方法及び手続規定)

第 百 三 条 前条の制裁は次の方法により行う。

- 1 戒告
 - 2 陳謝
 - 3 権利の停止
 - 4 除名
- 2 制裁に関する手続その他に関しては別に定める。

第 十 四 章 犠 牲 者 救 済

(犠牲者救済規定)

第 百 四 条 役員又は組合員が組合活動のため犠牲を蒙った場合はその役員、組合員又はその家族を救済する。

- 2 救済方法に関しては別に定める。

第 十 五 章 争 議 行 為

(争議行為の開始)

第 百 五 条 同盟罷行を除く争議行為の開始は中央委員会の決議により闘争委員会を設置したときより開始する。

(闘争委員会)

第 百 六 条 闘争委員会の運用に関しては闘争委員会規定による。

(争議行為の終結)

第 百 七 条 争議行為の終結は中央闘争委員会の決定による。

(同盟罷業)

第 百 八 条 同盟罷業の開始については規約第 4 3 条による。

第 十 六 章 解 散

(解 散)

第 百 九 条 組合は全組合員の四分の三以上の無記名投票による決議により解散

する。

附 則

本規約は昭和三十四年 三月二十四日より施行する。

改正 昭和三十四年十二月 六日

改正 昭和三十五年十一月二十七日

改正 昭和三十六年 五月二十一日

改正 昭和三十六年十一月 五日

改正 昭和三十七年 六月二十四日

改正 昭和三十九年 一月二十六日

改正 昭和四十八年 十月二十七日

改正 昭和五十六年 三月 十三日

改正 平成 十二年十一月 四日

改正 平成 十六年十一月二十七日

改正 平成 十九年 十月 十三日

犠牲者救済規定

(本規定の根拠)

第 一 条 本規定は組合規約第百四条に基き、組合員が組合活動のため犠牲を蒙った場合の救済に関する事項を定める。

(定義)

第 二 条 本規定に於て犠牲とは次の各号を言う。

- 1 死亡したとき
- 2 負傷又は罹病したとき
- 3 解雇されたとき
- 4 その他不利益を蒙ったとき

(死亡の場合)

第 三 条 組合員が第二条第一号に該当したときは次の救済をする。

- 1 葬儀費用を負担する
- 2 遺族には弔慰金を贈くる
- 5 遺族の生計費を負担又は補助する
- 4 遺族の就職等をあっせんする

(負傷又は罹病の場合)

第 四 条 組合員が第二条第二号に該当したときは次の救済をする。

- 1 療養費を負担する
- 2 見舞金を贈くる

(解雇の場合)

第 五 条 組合員が第二条第三号に該当したときは次の救済をする。

- 1 解雇後、本人及び家族の生活を保障する
- 2 裁判等に要する費用を負担する

(その他不利益の場合)

第 六 条 組合員が第二条第四号に該当したときは、その都度実状に応じ、第三条及び第五条に準じて救済する。

(資金の支出)

第 七 条 本規定の適用に伴う資金は別途積立金により支出するものとする。

(適用及び運用)

第 八 条 本規定の適用及び運用は中央委員会が行う。但し必ず次の大会に報告しその承認を得なければならない。

附 則

この規定は昭和三十四年十二月六日から実施する。

議事運営委員会規定

(本規程の根拠)

第 一 条 この規定は規約第二十六条に基いて定める。

(設定及び構成)

第 二 条 代議員大会（以下大会という）の運営を円滑に行うため出席代議員中より支部毎に一名ずつ選出し、議事運営委員会を設ける。

2 この委員会の委員長は互選とする。

(職 務)

第 三 条 議事運営委員は議長を補佐して大会の運営に参画し、次の事項を行う。

- 1 議事日程の作成整理
- 2 定足数の確認
- 3 議事進行に関する事項
- 4 議場の秩序維持に関する事項
- 5 その他大会運営のため必要な事項

(優先採択)

第 四 条 この委員会の提出する議事進行の質疑、討論の打切、委員会付託等の動議は他の議事に優先して採択されて大会にはからなければならない。

附 則

この規定は昭和三十四年六月二十八日から実施する。

選挙規定

第一章 総則

（本規定の根拠）

第 一 条 規約第六十七条に基き役員の選挙手続をこれに定める。

（選挙期日）

第 二 条 役員の選挙は毎年六月に行う。

（役員の定員決定日）

第 三 条 役員の選挙を行うときの定員は毎年六月一日現在の組合員数をもって決定する。

第二章 選挙管理機関

（本部選挙管理委員及び選挙管理委員会）

第 四 条 選挙管理委員会は本部選挙管理委員で構成し役員選出事務を統括処理する。本部選挙管理委員は五名以上とし、中央委員会の推薦により執行委員長が任命する。本部選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を置く。

（支部選挙管理委員）

第 五 条 支部選挙管理委員は各支部毎に二名以上を選挙管理委員長が委嘱するものとし支部の選挙事務管理に当たる。

（選挙管理人）

箱 六 条 選挙管理人は各分会における選挙管理事務に当たり、その分会の代議員が兼務するものとする。これにより代議員は被選挙権を失うことはない。但し、選挙管理委員が選挙の公正を期するため必要と認めた場合は本条規定に拘わらず代議員以外の組合員にその事務を委嘱することができる。

（選挙管理委員並びに選挙管理人の義務）

第 七 条 選挙管理委員並びに選挙管理人は選挙に関するすべての事務を管理

し、選挙が公正に実施されるよう務めなければならない。選挙に関する一切の記録は選挙管理委員会が保管する。

(選挙管理委員の任期)

第 八 条 選挙管理委員の任期は一カ年とする。但し、任期満了するも後任者が決定する迄はその職務を行う。

(選挙管理委員の兼務禁止)

第 九 条 選挙管理委員はこれを辞職後でなければ被選挙権を有しない。

第 三 章 選 挙

(選挙の公示)

第 十 条 選挙管理委員会は次の事項を公示するとともに全組合員に通知しなければならない。

- 1 選挙すべき役職名並びに人数
- 2 立候補及び推薦立候補届出期日
- 3 投票の日時場所
- 4 開票の日時場所

第 四 章 候 補 者

(役員の立候補)

第 十 一 条 本部執行役員及び監査委員は立候補乃至は推薦立候補制とする。
2 前項の推薦は十名以上が連署した推薦届とともに本人の承諾書を要するものとする。

(立候補届)

第 十 二 条 候補者(立候補者並びに推薦立候補者)は選挙管理委員会が公示した立候補締切及び補充立候補締切日の指定時刻迄に書面をもって選挙管理委員会に届出なければならない。
2 組合員は役員の何れにも同時に立候補及び推薦立候補することができる。
3 立候補届には所定の書式により候補役名、氏名、年令、所属分会、経歴の概要を記載しなければならない。

(資格審査)

第十三条 選挙管理委員会は立候補届締切後、速やかに候補者の資格審査を行い役職制に従い次の事項を公示し各組合員に周知させなければならない。

- 1 第十二条第三項に定められる事項
- 2 立候補、推薦立候補の別
- 3 各候補者の選挙公報

第五章 投票

(投票)

第十四条 執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員、監査委員、中央委員及び代議員の投票は定数連記無記名投票によるものとし、一人一票とする。

- 2 本部役員の投票にあつては予め投票用紙に印刷された候補者氏名の上部に「印」を付するものとする。
- 3 本部執行役員及び監査委員の選挙で候補者数が定員を超えない場合はその候補者につき信任投票を行う。信任投票にあつては総投票数の過半数の信任により当選とする。

(不在投票)

第十五条 組合員で選挙当日に投票できない事情のあるときは、その前日迄に不在投票を行うことができる。

第六章 開票

(開票)

第十六条 投票及び開票の管理は本部選挙管理委員又は支部選挙管理委員及び選挙管理人が行う。

- 2 組合員は開票場を参観することができる。

(無効投票)

第十七条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの
- 2 候補者以外の者を記載したもの
- 3 その他規定に従わないもの

第七章 当選

(当選の順位及び定足数)

- 第十八条 当選は有効投票の最多数を得た候補者から順次当選者とする。但し、選挙すべき人数を以て有効投票総数を除して得た数の十分の四の得票がなければならない。
- 2 前項により投票の全部又は一部が決定しないときは、再選挙又は補充選挙を行うものとする。

(決選投票)

- 第十九条 当選者を決定するに当たり得票数が等しいときは当選者が決定するまで決選投票を行うものとする。

(選挙結果の公示)

- 第二十条 選挙管理委員長は当選者に当選の旨通知し選挙の結果について次の事項を公示しなければならない。
- 1 有権組合員数
 - 2 投票した者の数
 - 3 棄権した者の数
 - 4 有効投票数
 - 5 無効投票数
 - 6 候補者別得票数

(異議の申立)

- 第二十一条 組合員は選挙又は当選の効力に関し異議あるときは選挙開票の日から7日以内に選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。
- 2 前項の申立のあったときは選挙管理委員会は五日以内に審査し、当否を決定しなければならない。

第八章 補則

- 第二十二条 選挙運動その他この規定に関する必要を細則は選挙の都度、選挙管理委員会が定め公示する。

附 則

本規定は昭和三十四年 三月二十四日より実施する。

改正 昭和三十五年十一月二十七日
改正 昭和三十六年十一月 五日
改正 昭和三十九年 一月二十六日

書記局規定

(本規定の根拠)

第 一 条 規約第七十七条に基き本規定を定める。

(構成)

第 二 条 書記局は組合の事務処理機関であって、書記長及び書記若干名を以て構成する。

(職務)

第 三 条 書記局は書記長の主宰の下に次の一般日常業務に当たる。

- 1 組合員名簿、諸協約、諸規定集の整理保存、組合財産の管理
- 2 諸会議の記録の作成、整理、保存
- 3 各専門部の事務補佐、連絡
- 4 専従役職員の給与関係事務
- 3 その他組合運営上の事務一般

附 則

本規定は昭和三十四年十二月六日から実施する。

支部設置規定

(本規定の根拠)

第 一 条 規約第八十三条に基き本規定を設ける。

(支部の構成)

第 二 条 規約第八十二条に定める各支部は次の支部所属分会の組合員をもって構成する。

- 1 大津支部の所属分会は、大津市内及び海外事業場の各分会とする。
- 2 湖南支部の所属分会は、草津市、守山市、栗東市、野洲市内事業場の各分会とする。
- 3 八幡支部の所属分会は、近江八幡市、安土町、竜王町内事業場の各分会とする。
- 4 彦根支部の所属分会は、彦根市、犬上郡、愛荘町内事業場の各分会とする。
- 5 八日市支部の所属分会は、東近江市、日野町内事業場の各分会とする。
- 6 水口支部の所属分会は、甲賀市、湖南市内事業場の各分会とする。
- 7 湖西支部の所属分会は、高島市内事業場の各分会とする。
- 8 湖北支部の所属分会は、長浜市、米原市、東浅井郡、伊香郡内、岐阜県内事業場の各分会とする。
- 9 京都支部の所属分会は、京都府内事業場の各分会とする。
- 10 大阪支部の所属分会は、大阪府内事業場の分会とする。
- 11 東京支部の所属分会は、東京都内事業場の各分会とする。
- 12 名古屋支部の所属分会は、愛知県内事業場の各分会とする。
- 13 上野支部の所属分会は、三重県内事業場の各分会とする。
- 14 パート支部の所属分会はパート分会とする。
- 15 金融一般支部の所属分会は金融一般分会とする。

(支部書記局の設置)

第 三 条 各支部は支部長勤務店に支部書記局を置くものとする。但し、支部委員会において特定店舗を指定する場合はこの限りでない。

附 則

この規定は昭和三十四年 三月二十四日から実施する。

改正 昭和三十四年十二月 六 日

改正 昭和三十五年十一月二十七日

改正 昭和三十六年十一月 五 日

改正 昭和三十七年 六月二十四日

改正 昭和三十八年 七月 七日

改正 昭和三十九年 一月二十六日

改正 昭和三十九年 八月 二日

改正 昭和四十九年 九月 八日

改正 昭和五十七年 十月 十四日

改正 平成 十二年十一月 四日

改正 平成 十九年 十月 十三日

組合費徴収規定

(本規定の根拠)

第 一 条 この規程は規約第八十七条に基いて定める。

(徴収基準)

第 二 条 組合費は次の基準により徴収する。

- 1 一般組合員(関連会社組合員等で月例支給者を含む)の場合は、「毎月給与より一人一カ月(定例給与 - 子ども手当)×2.0%」とし、毎臨給より一人一回「臨給総支給額の1.5%」とする。
- 2 パートタイマー組合員の場合は、一人一カ月500円とし、臨給に類するものからの徴収は行わない。
- 3 上記1・2以外の場合、一人一カ月「月単位の収入×1.0%」とする。

ただし、相当の事由があり、委員長が認め中央委員会で承認された場合は、一部を減免する事が出来る。

(資格取得月の組合費)

第 三 条 新に組合員の資格を取得した者の組合費は資格取得月より徴収する。

(資格喪失月の組合費)

第 四 条 組合員の資格を喪失した者の資格喪失月の組合費は徴収する。

(長期欠勤、休職期間中の組合費)

第 五 条 病気欠勤一カ月以上にわたる場合及び休職期間中の組合費は徴収しない。

(臨時組合費及び賦課金)

第 六 条 臨時組合費及び賦課金の徴収に関してはその都度大会の決定により徴収する。

(加入金)

第 七 条 新たに組合員となった者には加入金百円を徴収する。

附 則

この規程は昭和三十四年 六月二十八日から実施する。

改正 昭和三十四年十二月 六日

改正 昭和三十五年十一月二十七日

改正 昭和三十六年 五月二十一日

改正 昭和三十七年 六月二十四日

改正 昭和五十七年 十月 十四日

改正 平成 十二年十一月 四日

改正 平成 十六年十一月二十七日

改正 平成 十九年 十月 十三日

旅費規定

(本規程の根拠)

第 一 条 規約第九十九条に基き本規定を定める。

(出張)

第 二 条 出張旅費はこの規定により支給するものとし、出張とは次の場合を言う。

- 1 役員及び書記が組合の用務のため出張するとき
- 2 役員及び書記が大会、中央委員会、執行委員会に出席するとき
- 3 その他組合員が前各号に準ずる出張で執行委員長の承認を得、又は要請のあったとき

(旅費)

第 三 条 旅費を分ち交通費、宿泊料及び日当とする。

(交通費)

第 四 条 交通費は目的地との直路について次の通り支給する。但し、特別の事情のあるときは、執行委員長の承認を得て増額支給することができる。

汽車賃 旅程百キロメートル以上の場合の特急券、急行券、座席指定券の実費を支給する。

旅程百キロメートル未満の場合は普通旅客運賃の実費を支給する。

汽船賃 特別二等実費を支給する。

その他飛行機、バス等は車馬賃の実費を支給する。

(宿泊料)

第 五 条 宿泊料は宿泊数に応じて次の通り支給する。但し、特別の事情のあるときは、執行委員長の承認を得て増額支給することができる。

一泊 九千円(車中泊の場合は、三千円)

但し、出張地の滋賀銀行の施設を利用できる場合は四千五百円とする。

(日当)

第 六 条 日当は出張地に滞在した日数に通常要する往復日数を加えた総日数に応じて次の通り支給する。

- イ 日帰りの場合・・・・・・・・千五百円
 - ロ イ以外の場合・・・・・・・・三千円
- 2 代議員大会、中央委員会、執行委員会、その他これに準ずる諸会議
に出席の日当は一律二百円とする。
但し、特別の事情のあるときは執行委員長の承認を得て増額支給
することができる。

(役員行動費)

第七 条 本部執行役員に対しては役員行動費を支給することができる。これ
の支給並びに額については中央委員会において決定する。この場合
前条第二項による日当は支給しない。

(上部又は他団体への出張)

第八 条 上部団体又は他団体への出張は本規定を準用する。
但し、当該団体より本規定と同等乃至以上の支給があるときは支給
せず、以下の場合はその差額を支給する。

(特殊支給)

第九 条 出張中病気その他組合事務上止むを得ざる理由により要した実費に
ついては執行委員長の承認を得て支給することができる。

(前渡し)

第十 条 旅費は旅行の見積り概算によつて前渡しをすることができる。前渡
しを受けたときは帰着後直ちに精算しなければならない。

(移転料)

第十一 条 上部団体又は他の団体及び本部執行委員等への赴任又は原店復帰の
移転料はその都度執行委員長の認定により支給することができる。

附 則

この規定は昭和三十四年十二月 六日から実施する。

- 改正 昭和三十六年十一月 五日
- 改正 昭和三十七年 六月二十四日
- 改正 昭和三十八年 七月 七日
- 改正 昭和四十九年 二月二十四日
- 改正 昭和五十三年十一月二十二日
- 改正 平成 二年 十月 十三日

別途積立金に関する規定

(目的)

第 一 条 別途積立金は組合の財政的基礎を確立して、組合の自主性を擁護することを目的とする。

(収入)

第 二 条 別途積立金は特別会計とし、その収入は組合費徴収規定第二条の二により徴収した金額とする。尚一般会計の余剰金にして大会の承認を得た場合その金額をも繰入れることができる。

(支出)

第 三 条 別途積立金は次の各号に該当する場合のみ支出することができる。

- 1 犠牲者救済規定の適用に伴う資金を支出する場合
- 2 組合の非常事態に際し、中央委員会の承認を得て闘争資金に充当する場合、但し大会の追認を要する。
- 3 他の団体に対する拠出金にして大会の決議を経た場合
- 4 その他大会の決議を経た場合

(利益金の運用)

第 四 条 別途積立金の総額が一千万円を超えたときは前条の規定に拘わらずその運用に伴う利益金の全部又は一部を組合員の福利厚生事業に支出することができる。

(積立金の運用)

第 五 条 別途積立金の運用は次の各号に該当する場合に限るものとする。

- 1 滋賀銀行の預金並びに労働金庫の預金及び出資金
- 2 有価証券。但しその購入売却には大会の承認を要するものとし、且その帳簿価格の合計額の最高は別途積立金総額の二分の一を超えてはならない。
- 3 他団体に対する融資金

(会計)

第 六 条 別途積立金の収支並びに運用の明細に関しては毎会計年度末に於て大会に報告しその承認を得なければならない。

附 則

本規定は昭和三十四年十二月 六日から実施する。

改正 昭和三十七年 六月二十四日

慶弔金支給規定

- 第 一 条 組合員に慶弔事のあったときは、次の通り慶弔金を贈くる。
- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| 1 本人結婚の場合 | 10,000円 |
| 2 本人死亡の場合 | 50,000円 |
| | 他に供物料2,000円程度ものを行う |
| 3 疾病傷害等により休職を命じられたとき、以後休職1カ年につき | 10,000円 |
| 4 罹災の場合（罹災の程度は執行委員会が査定） | 10,000円 |

第 二 条 この規定の改廃は大会に於いて行う。

附 則

この規定は昭和三十四年 六月二十八日から実施する。
改正 昭和三十八年 七月 七日
改正 昭和五十六年 三月 一三日
改正 平成 三年 十月 十九日

闘争委員会規定

第 一 章 総則

(目的)

第 一 条 闘争委員会は闘争を推進し、闘争の的確な指導と統轄に当たり争議期間中の組合運営を司ることを目的とする。

(設置)

第 二 条 闘争委員会の設置は中央委員会の決議による。

(適用)

第 三 条 本規定は組合の争議期間中に適用する。
争議期間とは中央委員会の決定により本規定の通用を開始し中央闘争委員会の決定により打ち切る。其の間を言う。

(機関)

第 四 条 闘争委員会は次の通りとする。

- 1 中央闘争委員会
- 2 常任闘争委員会
- 3 支部闘争委員会

第 二 章 中央闘争委員会・常任闘争委員会

(中央闘争委員会の構成)

第 五 条 中央闘争委員会は本部執行役員、支部長を以て構成し、必要に応じ中央闘争委員会の指名するものを加えることができる。中央闘争委員長は、中央闘争委員会を構成するものを直ちに組合員に公示しなければならない。

(中央闘争委員会の定数)

第 六 条 中央闘争委員会は構成員の三分の二以上の出席により成立し、出席者の三分の二以上の同意により決定する。

(中央闘争委員会の決議事項)

第七 条 中央闘争委員会は争議に関する一切の事項を決議し執行する。中央闘争委員会は必要に応じ常任闘争委員会を設置し、その決議事項につき執行の任に当たらせることができる。

(常任闘争委員会)

第八 条 常任闘争委員会は、本部執行役員を以つて構成し必要に応じ中央闘争委員会の指名するものを加えることができる。

(中央闘争委員長及び同副委員長)

第九 条 中央闘争委員会に中央闘争委員長 1 名、中央闘争副委員長 1 乃至 2 名を置き、執行委員長及び副執行委員長が夫々これに当たる。

(中央闘争委員長及び同副委員長の任務)

第十 条 中央闘争委員長は組合を代表し、闘争の指令、指導及び統制に関してこれを統轄する。中央闘争副委員長は中央闘争委員長を補佐し、中央闘争委員長事故あるときはその職務を代行する。

(統制違反者に対する処置)

第十一 条 統制違反者に対して除名又は権利の停止を行う必要あるときは大会に付議しなければならない。

第三章 支部闘争委員会

(支部闘争委員会の構成)

第十二 条 支部闘争委員会は各支部内の代議員を以て構成し、必要に応じ支部闘争委員会の指名するものを加えることができる。

(支部闘争委員長及び副委員長)

第十三 条 支部闘争委員会に支部闘争委員長及び支部闘争副委員長を置き、支部長、副支部長が夫々これに当たる。

(支部闘争委員長及び同副委員長の任務)

第十四 条 支部闘争委員長は支部を代表し、支部内における闘争の業務を統括する。支部闘争副委員長は支部闘争委員長を補佐し、支部闘争委員長事故あるときはその職務を代行する。

(支部闘争委員会の職務)

第十五 条 支部闘争委員会は支部における本部指令の実行と統制に当たり本部

指令に基く補足決定を行いうる。

第 四 章 会 計

(会計)

第 十 六 条 本規定に定められた諸会議その他闘争推進に要する費用は闘争会計とし、原則として別途積立金より支出する。

第 五 章 附 則

(組合同約の準用)

第 十 七 条 本規定に抵触しない限り組合同約を準用する

第 十 八 条 本規定は昭和三十六年五月二十一日から実施する。

滋賀銀行従業員組合青年女性部規約

議 一 章 総則

(名称)

第 一 条 この青年女性部は、滋賀銀行従業員組合青年女性部（以下青年女性部という）と称す。

(構成員)

第 二 条 本青年女性部は滋賀銀行従業員組合に属する女性組合員及び満二十七才までの男子組合員をもって組織する。

(事務所の所在地)

第 三 条 本青年女性部の主たる事務所（以下本部という）を滋賀県大津市浜町一番三八号滋賀銀行従業員組合書記局内に置く。

第 二 章 目的と事業

(目的)

第 四 条 本青年女性部は、部員相互の団結と融和によ組合活動の推進力となり部員の経済的、社会的、文化的地位の向上を図り、総意を滋賀銀行従業員組合に反映し以てより健康で文化的な生活を築きあげることがを目的とする。

(事業)

第 五 条 本青年女性部は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 部員の自覚に訴え労働者意識の向上を図ること。
- 2 部員の労働条件の維持改善に関すること。
- 3 部員の教養、文化、体育の向上と親睦融和に関すること。
- 4 部員の団結力の向上に関すること。
- 5 同一目的を有する他労組青年女性部との連絡提携に関すること。
- 6 その他青年女性部の目的を達成するために必要なこと。

第三章 部員

第一節 資格

(部員)

第六条 滋賀銀行従業員組合員（以下組合員という）であって第二条に該当するものは、すべて部員とならなくてはならない。

(資格喪失)

第七条 部員であって次の一に該当した場合は部員の資格を失う。

- 1 男子部員で六月一日現在満二十八才に達したとき。
但し、年度の途中で二十八才に達したときは、その期の終りまで部員とする。
- 2 本人が部員としてとゞまることを希望したときは、この限りでない。
但し、この場合は部長宛にその旨を届出するものとする。
- 3 組合員たる資格を失なったとき。

第二節 権利・義務

(権利)

第八条 部員は平等に次の権利を有する。

- 1 青年女性部役員の選挙権と被選挙権
- 2 青年女性部機関の活動について報告を求め又は発言すること。
- 3 青年女性部の公文書、議事録、会計帳簿の閲覧を求めること。
- 4 所定の会議に出席し、発言し、決議を行うこと。
- 5 青年女性部役員の部に関する言動を批判し、且つ役員に意見を述べること。

(義務)

第九条 部員は次の義務を負う。

- 1 青年女性部規約を守ること。
- 2 青年女性部機関の決議を尊重してこれを守ること。
- 3 所定の会議に主席すること。
- 4 青年女性部費、その他賦課金を納入すること。

第 四 章 機 関

第 一 節 通 則

(機関)

第 十 条 青年女性部に次の機関を設ける。

- 1 大会
- 2 幹事会
- 3 支部大会
- 4 支部分会委員会
- 5 分会会議
- 6 常任幹事会

(各機関の会議の成立)

第 十 一 条 青年女性部各機関の会議は議決権を有する構成員現在数の三分の二以上の出席がなければ成立しない。

(会議の議長)

第 十 二 条 会議の議長は、その都度構成員の互選により議決権を有するものの中から選出する。

(議事の決定)

第 十 三 条 会議の議事は議決権を有して出席している構成員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(常任幹事の議決権の制限)

第 十 四 条 常任幹事は、大会及び幹事会に於いて議決権を有しない。

第 二 節 大 会

(大会の地位及び構成)

第 十 五 条 大会は青年女性部の最高議決機関であって、常任幹事及び各分会委員をもって構成する。

(大会の開催及び招集者)

第 十 六 条 大会は毎年六月に開催する。但し、次の場合は随時開催することが

できる。

- 1 幹事会が必要と認めた場合。
 - 2 分会委員中の三分の一以上の要求があった場合。
 - 3 青年女性部員中の十分の一以上の要求があった場合。
 - 4 部長が必要と認めた場合。
- 2 大会は部長が招集し、開催日の十日以前にその付議事項及び日時、場所を分会委員に通知し、全部員に告示するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

(大会付議事項)

第 十七 条 次の事項は大会に付議しなければならない。

- 1 運動方針
- 2 青年女性部規約の改廃
- 3 予算、決算、その他会計に関する事項
- 4 部費、その他部員の負担に関する事項
- 5 その他幹事会に於いて大会に諮ることが適当と認められた事項

(議決権行使の委任)

第 十八 条 分会委員であって止む得ず大会に出席できない事情があるときは、その所属分会の部員に議決権の行使を委任することができる。但し、委任による議決権は一人一個とする。

第 三 節 幹事会

(幹事会の地位及び構成)

第 十九 条 幹事会は大会に次ぐ議決機関であって、常任幹事及び支部幹事をもって構成する。支部幹事で止むを得ず会議に出席できないときは、所属支部の分会委員に議決権行使を委任することができる。委任による議決権は一人一個とする。

(幹事会の開催及び招集者)

第 二十 条 幹事会は原則として三カ月に一回開催し、次の場合は随時開催することができる。

- 1 支部幹事中三分の一以上の要求があった場合
- 2 支部分会委員会の要求があった場合
- 3 部長が必要と認めた場合

2 幹事会は部長が招集し、開催日の五日以前にその付議事項及び日時、場所を支部幹事に通知し、全部員に告示するものとする。

但し、緊急の場合はこの限りでない。

第 四 節 支部大会

（支部大会の地位及び構成）

第二十一条 支部大会は支部に於ける最高の議決機関であって、その支部に属する部員全員をもって構成する。

（支部大会の開催及び招集者）

第二十二条 支部大会は次の場合に開催する。

- 1 原則として年一回の支部大会を行う。
 - 2 支部部員中5分の一以上の要求があったとき。
 - 3 支部分会委員会が必要と認めたとき。
 - 4 支部長が必要と認めたとき。
 - 5 部長の要請があったとき。
- 2 支部大会は支部長が招集する。

第 五 節 支部分会委員会

（支部分会委員会の地位及び構成）

第二十三条 支部分会委員会は支部に於ける支部大会に次ぐ議決機関であって、その支部の分会委員をもって構成する。

（支部分会委員会の開催及び招集者）

第二十四条 支部分会委員会は次の場合に開催する。

- 1 支部長が必要と認めたとき。
 - 2 支部部員中の十分の一以上の要求があったとき。
 - 3 所属分会委員中の三分の一以上の要求があったとき。
 - 4 部長の要請があったとき。
- 2 支部分会委員会は支部長が招集する。

第 六 節 分会会議

（分会会議の地位及び構成）

第二十五条 分会会議は各分会の議決機関であって、その分会に所属する部員をもって構成する。

(分会会議の開催及び招集者)

第二十六条 分会会議は、原則として月一回は開催し、次の場合は随時開催することができる。

- 1 所属分会部員中の三分の一以上の要請があったとき。
 - 2 分会委員が必要と認めるとき。
 - 3 支部長、部長の要請があったとき。
- 2 分会会議は所属分会委員が招集する。

第七節 常任幹事会

(常任幹事会の地位及び構成)

第二十七条 常任幹事会は青年女性部の執行機関であって常任幹事をもって構成する。

(常任幹事会の任務)

第二十八条 常任幹事会は、大会及び幹事会の決議に基づいて青年女性部事業の執行運営に当たる。

(常任幹事会の開催及び招集者)

第二十九条 常任幹事会は部長が必要と認めるとき及び常任幹事会中の三分の一以上の要求があったとき開催する。

- 2 常任幹事会は部長が招集する。

第五章 役員

第一節 通則

(役員)

第三十条 青年女性部に次の役員を置く。

- 1 部長 一名
- 2 副部長 男女各一名
- 3 書記長 一名
- 4 幹事 男女各三名
- 5 監査委員 二名
- 6 支部幹事 若干名

- 7 支部長 "
 - 8 副支部長 "
 - 9 分会委員 "
- 2 部長、副部長、書記長及び幹事を常任幹事とする。

(特別な役員の設置)

第三十一条 部の事業を遂行するため必要に応じ幹事会の決議により前条に定める以外の役員を置くことができる。但し、この場合の役員の任免は幹事会の決議によるものとする。

(役員の地位、義務及び責任)

第三十二条 役員は各所属部員の意思を代表するものとし、その所属機関の決議を尊重して誠実にこれを守る義務がある。

2 役員の実任は各機関毎に連帯する。

(役員の任期)

第三十三条 役員の任期は毎年八月一日から翌年七月三十一日までとし、再選重任を妨げない。但し、後任者が就任するまでは尚その職にあるものとする。

第 二 節 役員の職務

(部長の職務)

第三十四条 部長は青年女性部を代表し、部の業務を統理する。

(副部長の職務)

第三十五条 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

(書記長の職務)

第三十六条 書記長は、部長、副部長を補佐し、会計及び日常の事務全般を処理統轄する。

(幹事の職務)

第三十七条 幹事は部長、副部長及び書記長を補佐し、青年女性部業務の執行に当たる。

(支部幹事の職務)

第三十八条 支部幹事は、幹事会に参画するとともに支部長、又は副支部長の職

務に当たり、若しくは支部長、副支部長を補佐する。

（支部長の職務）

第三十九条 支部長は支部を代表し、支部の統制に当たり支部の青年女性部活動及び事務を担当処理する。

（副支部長の職務）

第四十条 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。

（分会委員の職務）

第四十一条 分会委員は、大会及び支部分会委員会に参画するとともに、その分会の統制に当たり分会の青年女性部活動及び事務を担当処理する。

第 三 節 役員選挙

（役員選挙）

第四十二条 役員はすべて選挙権を有する部員の直接無記名投票により選挙するものとする。

（常任幹事の選出）

第四十三条 常任幹事は全部員の投票により部員中から選出する。

（支部幹事の選出と支部長、副支部長の兼任）

第四十四条 支部幹事は支部部員の投票により、支部内分会委員の中から男女各一名を選出する。但し、支部部員が五十名を超える場合は五十名毎に一名を増員する。

- 2 前項により選出された支部幹事は男女それぞれ最高得票者を以てその支部の支部長、又は副支部長を兼任するものとする。
- 3 支部幹事は同一支部内の転勤によつて、その資格を失うことはない。

（分会委員の選出）

第四十五条 分会委員は、各分会における部員の中から男女各十五名毎に男女各一名の割合で選出する。

（補充選挙）

第四十六条 役員に欠員を生じた場合、直ちに補充選挙をしなければならない。

(選挙の期日)

第四十七条 役員の選挙は5月中に行う。

(選挙管理委員会の設置)

第四十八条 役員の選挙は選挙管理委員会を設置して行い、その方法詳細については組合規約に準ずる。

第六章 支部及び分会

(支部の設置)

第四十九条 部に次の支部を置く。

大津支部、湖南支部、八幡支部、彦根支部、八日市支部、水口支部、湖西支部、湖北支部、京都支部、大阪支部、東京支部、名古屋支部、上野支部、パート支部、金融一般支部

- 2 支部は本部の統制に従い部事業の遂行及び地域活動を行い、又、本部方針に抵触しない範囲において支部独自の活動を行うことができる。但し、この場合は速かに部長に活動報告をしなければならない。

(支部の構成)

第五十条 支部の構成は、滋賀銀行従業員組合規約支部設置規定の通りとする。

(分会)

第五十一条 滋賀銀行における各部店及び出張所毎に分会を置く他に、臨時雇用者によるパート分会および銀行の従業員を除く構成員による金融一般分会を置く。但しパート分会及び金融一般分会の構成は支部設置規定第二条1項以下13項に定める地域別または事業場毎に置く。但し滋賀銀行本部各部はこれを一分会と定め、本部分会とする。

(分会の併合)

第五十二条 分会の所属部員数が少数の場合は併合して一分会とすることができる。但し、この場合、分会の併合は幹事会の決定による。

第七章 会計

(部費及び収入)

第五十三条 青年女性部の経費は部費、臨時部費、補助金、賦課金及びその他の

収入をもってこれに充てる。

（部費及び臨時部費の徴収）

第五十四条 青年女性部は毎月部員から部費を徴収する。

- 2 青年女性部は必要に応じ大会の決裁により臨時部費を徴収することができる。

（部費徴収規定）

第五十五条 部費の金額及び徴収方法は大会に於いて決定する。

（会計年度）

第五十六条 青年女性部の会計年度は毎年八月一日から翌年七月三十一日までとする。

第 八 章 附 則

第五十七条 この規約に別段の定めのない事項は滋賀銀行従業員組合理約に準ずる。

この規約は昭和三十七年 七月 一日より施行する。

改正 昭和四十九年 九月 八日

改正 平成 十二年十一月 四日